

開催日：令和 6 年 9 月 11 日

会議名：令和 6 年文教常任委員会（第 1 日 9 月 11 日）

○井上弘美 井上です。よろしくお願いいたします。

まず、おやこ保健課に、国庫支出金等過年度精算返還金のうち、障害者総合支援事業費補助金について伺います。

この補助金は幾つかの補助メニューがあるということなんですけれども、このうち送迎用車両に設置する安全装置に対するものについて、補助対象となった事業者、補助対象装置の概要、1 件当たりの補助金額を教えてください。

○おやこ保健課長（山内秀昭） 補助対象の事業者につきましては、障害児通所支援事業者でございます。

補助対象となる装置につきましては、送迎用車両への子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置で、エンジン停止から一定時間後にセンサーによる車内検知を行うものなどとなっております。

安全装置 1 件当たりの補助金額につきましては、17 万 5,000 円を上限とした実費額でございます。

○井上弘美 保育園、こども園の通園バスに子どもが置き去りにされ、熱中症で亡くなるという痛ましい事故、これを受け、再発防止策が国からも出ています。その中で、人為的ミスを防ぐための安全装置の設置補助、これが障害児通所支援事業者の車両も対象になっている、そして 1 件当たり 17 万 5,000 円の補助金で、事業者はほぼ金銭的な負担なく設置できると伺いました。

このたび精算確定し、超過交付分を国へ返還とのことですが、対象となる事業者の所有する車両全てへの設置が完了したと考えてよろしいでしょうか。

○おやこ保健課長（山内秀昭） 安全装置設置対象車両について、全ての事業者より設置済みの報告を受けております。

○井上弘美 事故防止には、まず関係者による安全確認をしっかりとマニュアルなどで遂行することが第一なんですけれども、ヒューマンエラーを補うこういった装置が障害児通所支援事業者の車両にも全設置されていると確認いたしました。今後は装置が適切に使用され、維持管理されるようお願いをいたします。

同じく国庫支出金等過年度精算返還金についてこども事業課にお尋ねいたします。

令和 5 年度保育対策総合支援事業費補助金等の精算確定に伴い、超過交付分の返

還金を補正するとのことですが、当該事業の返還内容を教えてください。

○こども事業課長（梅本裕一） 令和5年度保育対策総合支援事業費補助金等のうち、返還が生じた主なものを3つ申しますと、いずれも補助金等の申請時の見込みと実績との差によるもので、保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業が421万2,000円で、事業に要した人件費が見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、医療的ケア児保育支援事業が503万5,000円で、医療的ケア児を受け入れた施設が少なかったことによるものでございます。

最後に、保育士宿舍借り上げ支援事業が561万3,000円で、支給を見込んでいた保育士の退職等によるものでございます。

○井上弘美 医療的ケア児保育支援事業、保育士宿舍借り上げ支援事業については、今後も国の補助金を活用し、保育内容の充実、特に医療的ケア児保育への対応、そして佐々木委員の発言にもありました不足している保育人材の確保に努めていきたいと思っております。

保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業については、手挙げされたのが1園で、その人員補充が必要なかったとお聞きしております。今年度からこの事業はこども誰でも通園制度試行事業に移行して、現在5つの園でモデル事業を行っているとのこと。国が新たに打ち出したこども誰でも通園制度は、保育所の空き定員の活用の視点ではなくて、働いていない保護者でも定期的に子どもを保育施設に通わせることで、全ての子どもの育ちを支え、心身の発達を促すことが第一の目的だと私は認識しております。本市の今年度モデル事業の状況は、また別の機会にお尋ねをしたいと思います。

では次に、先ほど佐々木委員からもありました夜間休日電話相談業務の債務負担行為について私からもお尋ねをいたします。

現在、こども総合相談窓口及びとよなかつ子ダイヤルの夜間休日電話相談業務は、委託先である児童養護施設「翼」においてスタッフが電話相談に応じています。これまでの夜間対応で課題はあったのでしょうか。

○こども支援課長（後藤良輔） 夜間休日の電話相談業務におきましては、児童養護施設「翼」の施設業務を維持しつつ、多岐にわたる相談に応じており、特に児童虐待に関わる相談内容につきましては、スタッフの判断で児童相談所につなぐなど即応的な対応が求められております。そのため、スタッフの人事異動や経験に関わらず、安定的で継続的に相談支援体制を確保していくことが課題であるものと認識しております。

○井上弘美 夜間電話対応を当初から受託、実施して下さった事業者に敬意を表しますとともに、児童が暮らす施設内で電話対応にも心を砕くというのは大変なことであったと推察いたします。そういった中で、新たにプロポーザル方式とする中で市が新たな事業者提案に期待することというのは、先ほどの佐々木委員に対するご答弁でお聞きをいたしました。

今後、こども総合相談窓口ととよなかつ子ダイヤルの日中業務も委託一本化していくのでしょうか。

○こども支援課長（後藤良輔） 開庁時間の電話相談につきましては、引き続き市職員が対応するため、委託はいたしません。

○井上弘美 児童相談所を開設予定の本市にとって、24時間の電話対応の体制はさらに重要となりました。委託事業者の活用は、職員の体制をはじめ限られたリソースを効率的に活用するために必要であり、そして質の高い専門知識を持つ人員による対応を期待するものであります。

私はこういった重要でデリケートな窓口を縁の薄い事業者に委託することに心理的抵抗がないわけではありません。しかし、電話の向こうの相手との距離は、お互いのいる場所が離れていても、対話力によって縮まるとも考えています。逆に言えば、委託先のスタッフのスキルにばらつきがあったり、専門知識の不足があれば、適切な支援につながらないわけで、相談者への対応が不十分になる可能性が大了。担当課においては、事業者の事業内容のチェックをしっかりと行っていただくとともに、事業者との信頼関係の構築、そして情報共有に努めていただくことをお願いいたします。

教育委員会にお尋ねいたします。

豊中市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業における豊中学校空調サービス株式会社との特定事業契約につきまして、これも先ほど質疑が出ましたので、重ならない部分ということでお尋ねいたします。

まずは、計画の迅速な実施に向けて大変ご尽力いただいた担当課と事業者の皆様にお礼を申し上げます。

今年も猛暑の連続、9月も半ばというのに気温も高いままですから、子どもたちだけでなく地域の皆さんも体育館のエアコンを心待ちにされていることと思います。

契約の内容、設置機器等については事前にご説明いただきましたので、まず設置対象に旧島田小学校が含まれている理由を教えてください。

○学校施設管理課長（桑田篤志） 旧島田小学校を設置対象校として選定しました

のは、同小学校跡地を活用し、学びの多様化学校、いわゆる不登校特例校として令和9年度に開校を予定しているためでございます。

○井上弘美 旧島田小体育館は、地域への開放もされていますし、災害時の利用も考えられますから、今回の計画に含まれるのは理解するところです。

整備計画によりますと、北東部ブロック8校は令和7年3月に供用開始予定、それ以外は令和7年9月末に供用開始となっています。これら後半部分について、設置が早く完了した学校から順次供用を開始することは検討されていますか。

○学校施設管理課長（桑田篤志） 42校につきましては、令和7年10月当初からの使用を想定しております。工事の工程上からは、実際には9月末より少し早めに設置完了する学校が出てくることも想定されますが、あくまで現時点での見通しにすぎず、実際には学校ごとの具体的な工事の進捗状況を踏まえて判断してまいります。

○井上弘美 契約の内容によりますと、42校については令和7年10月からの維持管理契約となっています。もし早めの設置がかなった場合に、使用開始を前倒しするためには、契約内容を追加しなければならないということですね。工事の進捗が見えてきた段階で合理的な対応を取っていただければと思います。

では、事業者が行う維持管理の内容を教えてください。

○学校施設管理課長（桑田篤志） 本事業での維持管理につきましては、フィルター清掃や保守点検等の通常の維持管理内容に加えまして、モニタリングの仕組みを取り入れ、維持管理期間中の空調設備等の一定の性能維持を担保していただくこととしております。

○井上弘美 そうすると、日々のオペレーションは学校でそれぞれ考えることになります。稼働時間、設定温度など経費に直結することは一定の基準が必要と考えますが、市として基準を示す、それからマニュアル作成などは検討されていますか。

○学校施設管理課長（桑田篤志） 学校教育活動での使用に加えまして、学校体育施設開放団体等による使用もあることから、一定の基準については設ける必要があると考えております。

○井上弘美 空調による快適さはもちろんですが、省エネ、経費削減の観点から適切で、かつ各学校においてはスムーズに運営されるよう、基準やオペレーションな

どの考え方を示すご準備をお願いしたいと思います。